## 専第10号

## 損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月15日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 1,782,930円

相		手	方	<b>+</b>	<del></del>
名	称	住	所	事	田
有限会社菅原建		鹿屋市下祓川町3663番地		曽於畑地かんがい農業推進センター所属の	
設運輸				公用車による交通事故	(物品損傷)